

PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会のテキスト正誤表・追補版

◆テキスト正誤表

第2章

科目	頁	誤	正
3廃棄物処理法におけるPCB廃棄物の収集・運搬	98(34行目)	・・5,000mg/kg 以下・・	・・5,000mg/kg(0.5%)(可燃性の汚染物等については100,000mg/kg(10%))以下・・

◆テキスト追補版

1. PCB及びPCB廃棄物に関するトピックス（P11）

年代	トピックス
2022(令和4年)	北海道(室蘭)事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 東京事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 豊田事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間終了 PCB廃棄物処理基本計画の変更(令和4年5月31日) ①高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間も活用し処理を行うこととした。 ②事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。
2023(令和5年)	北海道(室蘭)・東京事業エリアの安定器及び汚染物等の処分期間終了 北海道(室蘭)、東京、豊田事業エリアの変圧器・コンデンサーの特例処分期限日到来
2024(令和6年)	北海道(室蘭)・東京事業エリアの安定器及び汚染物等の特例処分期限日到来 PCB廃棄物処理基本計画の変更(令和6年8月30日)

2. 自家用電気工作物の調査手順（P61）

※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成2(1990)年から平成16(2004)年3月の期間に生産されたものについて、また、東芝製の一部の高圧進相コンデンサーでは平成10(1998)年から平成16(2004)年製で型番がCRTR-のものについてはPCB汚染の可能性があるとされている。

3. 高濃度PCB廃棄物の処分期間等（表 2-3 P74 24行目）

事業名	変圧器・コンデンサ等の対象地域と処分期間等	安定器等・汚染物の対象地域と処分期間等
北九州 （福岡県北九州 市若松区響町1 丁目）	沖縄県・九州・中国・四国（17県） 東海（4県）の車載変圧器の一部 南関東（1都3県）のコンデンサの一部 処分期間の末日（処分期限日）2018（平成30）年3月31日 特例処分期限日 2019（平成31）年3月31日 事業終了準備期間 2022（令和4）年3月31日まで （2019（平成31）年3月31日で事業終了）	沖縄県・九州・中国・四国・近畿・東海（2府25県） （大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理 対象物を除く。） 処分期間の末日（処分期限日）2021（令和3）年3月31日 特例処分期限日 2022（令和4）年3月31日 事業終了準備期間 2024（令和6）年3月31日まで （2024（令和6）年3月31日で事業終了）
大阪 （大阪府大阪市 此花区北港白津 2丁目）	近畿（2府4県） 沖縄県・九州・中国・四国（17県）の大型変圧器・コンデ ンサの一部 東海（4県）の車載変圧器の一部・特殊コンデンサの一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1道15県）の特殊 コンデンサの一部 処分期間の末日（処分期限日）2021（令和3）年3月31日 特例処分期限日 2022（令和4）年3月31日 事業終了準備期間 2025（令和7）年3月31日 （2024（令和6）年3月31日で事業終了）	近畿（2府4県）の小型電気機器の一部 処分期間の末日（処分期限日）2021（令和3）年3月31日 特例処分期限日 2022（令和4）年3月31日 事業終了準備期間 2025（令和7）年3月31日 （2024（令和6）年3月31日で事業終了）
豊田 （愛知県豊田市 細谷町3丁目）	東海（4県） 沖縄県・九州・中国・四国（17県）の大型変圧器・コンデ ンサの一部 近畿（2府4県）のポリプロピレン等を使用したコンデン サの一部 処分期間の末日（処分期限日）2022（令和4）年3月31日 特例処分期限日 2023（令和5）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで （2024（令和6）年3月31日で事業終了）	東海（4県）の小型電気機器の一部 処分期間の末日（処分期限日）2022（令和4）年3月31日 特例処分期限日 2023（令和5）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで （2024（令和6）年3月31日で事業終了）
東京 （東京都江東区 青海3丁目地先）	南関東（1都3県） 東海（4県）の車載変圧器の一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1道15県）の大型 トランスの一部 処分期間の末日（処分期限日）2022（令和4）年3月31日 特例処分期限日 2023（令和5）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで	南関東（1都3県）の小型電気機器の一部 北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する 廃粉末活性炭 処分期間の末日（処分期限日）2022（令和4）年3月31日 特例処分期限日 2023（令和5）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで
北海道（室蘭） （北海道室蘭市 仲町）	北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1道15県） 沖縄県・九州・中国・四国・近畿・東海（2府25県）の大型 変圧器・コンデンサ等の一部 処分期間の末日（処分期限日）2022（令和4）年3月31日 特例処分期限日 2023（令和5）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで	南関東・北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1都1道 18県）（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。） 沖縄県・九州・中国・四国・近畿・東海（2府25県）の安 定器・汚染物等の一部 処分期間の末日（処分期限日）2023（令和5）年3月31日 特例処分期限日 2024（令和6）年3月31日 事業終了準備期間 2026（令和8）年3月31日まで

※1 上表は施行令別表を基に作成したもの。表中の「特例処分期限日」はPCB廃棄物処理基本計画で示される「計画的処理完了期限」に相当する。詳しくは P80 を参照。

※2 2022(令和4)年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間(P80の③を参照)も活用し処理を行うことを明記した。

※3 2024(令和6)年8月30日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、令和5年度末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業対象地域で処理事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物は北海道事業において処理を行うこととした。

4. 処理費用の助成（P77 11・12行目）

・令和6年9月2日に改正された中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用及び収集運搬費用の助成における補助率は次のとおり。

現状と改正後の補助率一覧(事業エリア別)

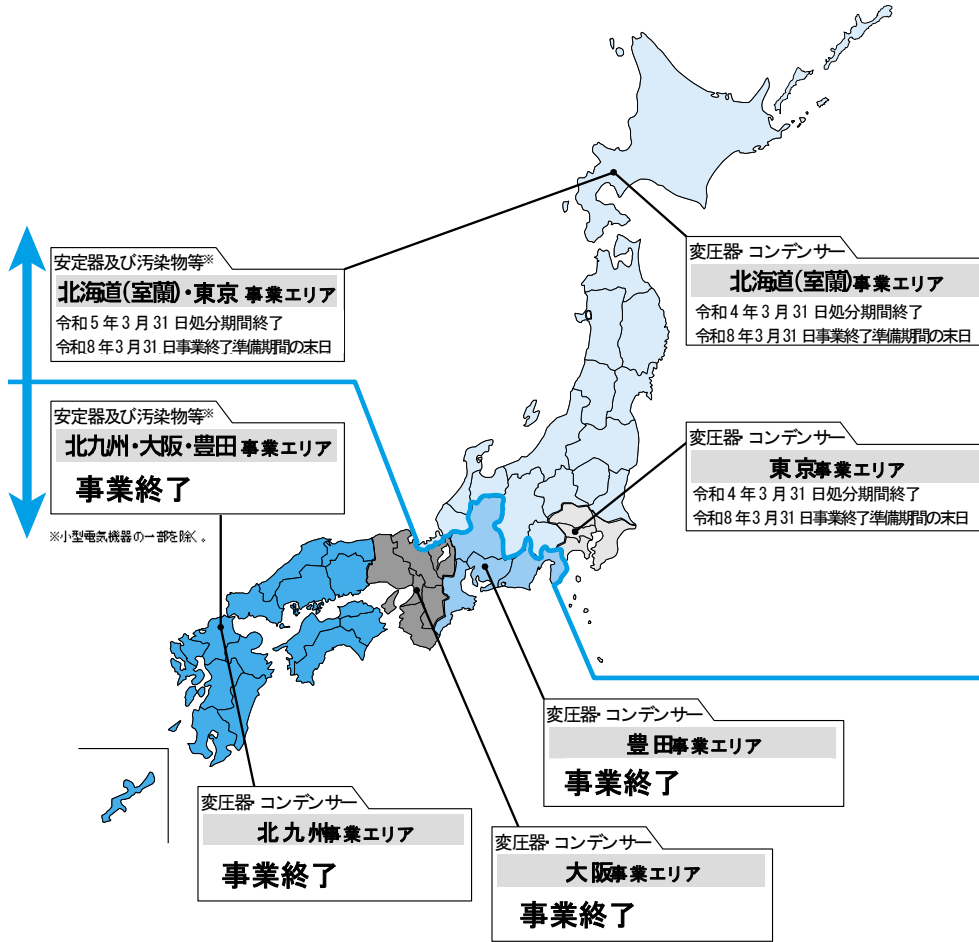
対象	保管事業場	補助率	
		現行	改正後
1. 保管事業者該当する場合			
一 中小、個人事業主	東京・北海道	収運費用：0% 処分費用：44%	収運費用：70% 処分費用：44%
	北九州・大阪・豊田 （→北海道事業所）	—	収運費用：70% 処分費用：0%
二 破産清算中法人等	東京・北海道	収運費用：0% 処分費用：44%	収運費用：95% 処分費用：44%
	北九州・大阪・豊田 （→北海道事業所）	—	収運費用：95% 処分費用：0%
2. 保管事業者該当しない場合			
三 保管事業者該当しない者 （一般廃棄物を処理する市 町村を含む。）	全地域	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：95% 処分費用：95% 【変更なし】



※ 収運費用補助の上限額に変更なし。

※ 「中小事業者等」の要件に変更なし。

5. 各事業別の高濃度PCBの処分期間 (図 2-4 P78)

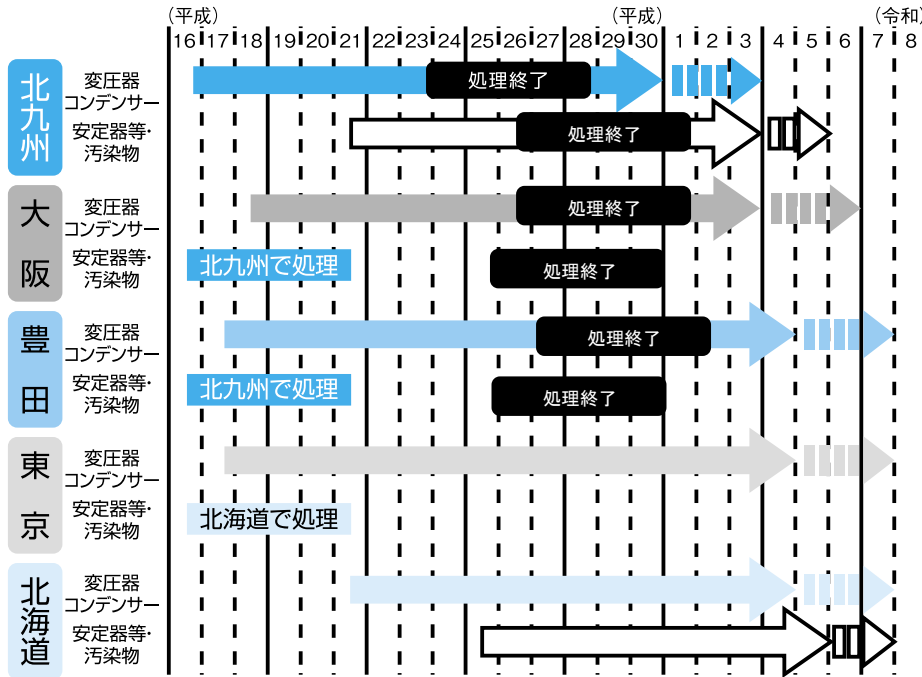


出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び廃棄物の期限内処理に向けて」一部修正
http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9_2311.pdf



- ※1 2022(令和4)年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、**高濃度PCB廃棄物**について**事業終了準備期間**(P80の③を参照)も活用し処理を行うことを明記した。
- ※2 2024(令和6)年8月30日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、令和5年度末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業対象地域で処理事業終了後に発見された**高濃度PCB廃棄物**は北海道事業において処理を行うこととした。

6. JESCO への処理委託期限（図 2-6 P80）



計画的処理完了期限(実線)：エリアごと、廃棄物ごとに、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限。PCB特措法における「特例処分期限日」に相当。「特例処分期限日」の適用を受けない場合は、計画的処理完了期限の1年前まで(PCB特措法における「処分期間」内)に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。

事業終了準備期間(点線)：今後新たに発生する廃棄物の処理や処理に手間がかかる機器の存在等を勘案するとともに、事業終了のための準備を行うことを勘案して設定した期間。計画的処理完了期限の後、「トランス・コンデンサー」で3年間、「安定器等・汚染物」で2年間が事業終了準備期間。

また、32行目～37行目を下記のように追記修正する。

- ④ 2022(令和4)年5月31日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物について事業終了準備期間(図2-6の点線)も活用し処理を行うことを明記した。
- ⑤ 2024(令和6)年8月30日付けのPCB廃棄物処理基本計画の変更により、令和5年度末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業対象地域で処理事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物は北海道事業において処理を行うこととした。

7. 低濃度PCB廃棄物に係る処理施設の状況（表 2-6 P84～）

低濃度PCB廃棄物の処理施設の最新の情報は環境省ホームページにて確認

「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



8. 微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（課電自然循環洗浄法）(P89 22～27行目)

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(課電自然循環洗浄法)令和6年8月30日改正

<https://www.env.go.jp/content/000230670.pdf>



9. 法改正等（資料編 P179～）

○環境省令第20号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

○環境省告示第40号

ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

改正の概要：

PCB除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加（告示改正）した上で、現行の低濃度PCB廃棄物（廃油）の該当基準（省令第2条）が0.5mg/kg以下であることを踏まえ、省令第5条を改正し、該当基準を0.3mg/kgから0.5mg/kg以下に改める。

施行：令和6年4月19日公布（同日施行）

https://www.env.go.jp/press/press_03071.html



○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について

(1) 変更内容：令和6年3月末で北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度PCBPCB廃棄物処理事業を終了し、新たに同エリアで発見された高濃度PCB廃棄物を北海道事業対象地域で処理するよう体制を見直すため、計画を変更したもの

(2) 施行期日：施行期日は閣議決定日（令和6年8月30日）

https://www.env.go.jp/press/press_03613.html



10. その他関連情報

◆環境省

「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/index.html



◆経済産業省

「PCB機器の処理促進について」

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html



※最新の正誤表はJWセンターHPで確認できます。

「講習会・研修会」>「講習会・研修会を申し込む」>「テキスト正誤表」>「2024年度 テキスト正誤表」>

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/application/seigo.html>